

[学術論文]

## 現代の〈公共哲学〉とヘーゲル（2）

——市民団体・協会組織・公共性——

“The Public Philosophy” of the Present Time and Hegel(2)

福 吉 勝 男

Masao FUKUYOSHI

---

*Studies in Humanities and Cultures*

---

No. 8

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 8号

2007年12月

**GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES**

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

DECEMBER 2007

〔学術論文〕

## 現代の〈公共哲学〉とヘーゲル（2）

—市民団体・協会組織・公共性—

福吉勝男

目次

1. 現代の〈公共哲学〉におけるヘーゲル理解
2. 市民社会論と公共哲学 (以上、前号)
3. ヘーゲルの市民社会論 (以下、本号)
4. ヘーゲルと現代への展望

**要旨** 前号において、現代の〈公共哲学〉がヘーゲル哲学の核心を「国家主義哲学」、そして「市民社会論」と解している点を指摘したのに続いて、「市民社会論」との規定の関連で、近現代の代表的な「市民社会論と公共哲学」の主張者（A. トクヴィル、H. アーレント、J. ハーバーマス、R. パットナム）の論述を整理した。その上で、本号ではヘーゲル市民社会論を「欲求の体系」＝市場重視型から、〈「欲求の体系」－「職業協同団体」（Korporation）－「独立・自治集団」（Kreis）〉複合型へと視座の転換の必要を説明する。最後に、このヘーゲル市民社会論を〈市場—公共〉リンク市民社会論と規定し、その現代への展望について述べる。

**キーワード**：欲求の体系、福祉行政（Polizei）、職業協同団体（Korporation）、独立・自治集団（Kreis）、公共性

### 3. ヘーゲルの市民社会論

#### （1）市民社会の三つの契機

ヘーゲルの市民社会論はどのような構造と仕組みをもち、いかなる性格のものだろうか。ヘーゲル『法・権利の哲学要綱』<sup>(1)</sup>（以下『要綱』）第188節における次のような叙述にまず注目したい。

市民社会は三つの契機を含む。

- (A) 個々人の労働によって、また他のすべての人々の労働と欲求の充足とによって、欲求を媒介し、個々人を満足させること——欲求の体系。

- (B) この体系に含まれている自由という普遍的なものの現実性、すなわち所有を司法活動によって保護すること。
- (C) 先の両体系のなかに残存している偶然性に対してあらかじめ配慮すること、そして福祉行政と職業協同団体によって、特殊的利益を一つの共同的なものとして配慮し管理すること。(『要綱』第188節)

ここで説明される市民社会が含む三つの契機—(A) 欲求の体系、(B) 司法活動、(C) 福祉行政 (Polizei) と職業協同団体 (Korporation) —から、市民社会のしくみ・構造や機能とそれらをもつ意味づけについて理解しておきたい。私は以下の三点について確認できると思う。

第1に、「欲求の体系」ということから市民社会の構造や機能を理解するという点である。この点については、二つの事柄が重要である。一つはこういうことである—個々人はすべて具体的な諸欲求をもっており、それを充足させて生きていく。そのさい、みずからが労働し一定の職業に就いて生きる糧をえるのが基本であるということである。もう一つのこととはこうだ—個々人の欲求は多様化し多岐にわたっていくが故に、他者の労働 (生産物) と関係し合わない限り、それらの欲求充足は不可能である。市民社会の構成員すべてが互いに関係し、依存し合わねばならない。こうした各人が全面的に依存し合っている関係にあるということである。こうした二つの事柄により成立していることを、ヘーゲルは「欲求の体系」としての市民社会と述べた。

第2に、市民社会の「欲求の体系」と「司法活動」がもつ「偶然性」の事態、およびその意味の確認という点である。市民社会における個々人がみずからの欲求 (経済的なものに限らない) を充足させる場合、個々人によってそれぞれ差異のある自分の「健康・資本・力」をベースに、それらを活かして行なうのが基本である。したがって、すべての人のあらゆる欲求がいつ・いかなる場合においても充足されるとは限らない。充足される保証が必ずしもあるとはいえない。保証されるか否か、うまくいくかどうか偶然性に委ねられていることがままたまある。それはつまり市場に左右され、市場原理に委ねられていることを意味する。

この市場は、人間の生活が豊かになり、文明が進化し、文化が進展していくにつれ、ますます大きく、いっそう複雑になっていく。それは人間の欲求の多様化と、その多様化した欲求を充足させるための労働の分化 (分割) の進行=分業の高度の進展ということから生じる事柄である。その結果、労働の疎外の側面も鮮明になり、さらに貧困問題が発生するところまでヘーゲルは見抜いていた。こうした市民社会のもつ「偶然性」が孕む問題は個人が生きていくうえで、突然襲ってくる荒波のような大きな試金石になるのはいうまでもない。このことは、社会全体にとっても貧困問題として克服しなければならない社会問題になるということである。

第3に、市民社会のもつ「偶然性」への配慮としての「福祉行政」と「職業協同団体」の内容についてという点である。市民社会において個々人の欲求充足が偶然性に委ねられており、また欲求が多様化するにつれ分業が進展すること等が重なり合って、貧困問題という深刻な社会問題が発生するようになる。こうした問題への対応として考えられた二つの方策が、福祉行政と職業

協同団体なのである。

まず福祉行政とは、国家・政府などをはじめとした公権力による行政的措置・施策のことである。行政的措置・施策が必要なのは、先に確認したように市民社会の各人は互いに依存しあいながら自己労働に基づき自立して生活していくが、そこで様々な偶然事が作用し、自立的生活が困難になったり、不測の事態が起こったりすることへ対応しなければならないからである。

ヘーゲルの主張する福祉行政の具体的な内容は、次の六つほどを含んでいる。①犯罪や違法行為の取締まり、②商取引の円滑化、③商品売買の公正化・商品価格の適性化等消費者保護策、公共施設の設置、公益事業と職業の斡旋、④教育の監督・指導、⑤放蕩者矯正、救貧対策、⑥植民地政策（第232節－第248節参照）。

次に、職業協同団体も市民社会の矛盾・欠陥を克服していく上で重要だとされる。ヘーゲルは職業協同団体についてこう述べている—「両者〔農業階層と普遍的階層〕の間である商工業階層は、特殊なものの本質的にめざしている。したがって、この階層に特に職業協同団体は特有のものである」（第250節）、職業協同団体は「公の威力の監督のもとで、次のような権利を有している。

すなわち（イ）団体内に含まれている団体自身の利益について配慮し、（ロ）成員を彼らの技能と実直さという客観的な特性に基づいて、〔社会の〕一般的連関によって特定される人数採用し、（ハ）団体所属のために特殊の偶然性に対して配慮するとともに、（ニ）成員たるべき能力の形成・育成に対して配慮する権利—総じて所属員にとって第二の家族の役割をになう権利を有している」（第252節）。

このヘーゲルの説明から確認できる最も重要なことは、職業協同団体の仕業とは「公の威力」＝〈国家・政府などの公権力〉の監督のもとで、「特殊の偶然性」＝〈職業協同団体成員の生計確保の偶然性〉に団体内部で互助的に配慮することだという点である。ここから明らかなのは、福祉行政は政治的行政的な性質のものであるのに対して、職業協同団体は市民社会における市民自身による、市民相互の互助的な特質が強いということである。

## （2）「福祉行政」と「職業協同団体」の役割・機能および両者の位置関係

こうした三つの契機をもつ市民社会の構造・仕組みを、そこに生きる個々人の「生命」と「生計」の安全維持確保のあり方の構図総体としてみてみると、次のようにいうことができる。三つの契機は、安全維持確保の三つの主要な方策をなしている。すなわち、第1に「欲求の体系」として示される個々人の自己労働による方策であり、これを〈自助〉と名付けられる。第2は、「福祉行政」という公的権力による方策であり、これは〈公助〉である。そして第3は、「職業協同団体」による市民みずからの相互による方策であり、これは〈共互助〉といえる。これら三つがミックスし関わり合って、「生命」と「生計」の確保が行なわれている。

この〈自助〉・〈公助〉・〈共互助〉の三者関係のあり方を丹念にフォローし、優先順位づけを行なうならば、ヘーゲル市民社会論の性格づけがいつそう鮮明になると思う。その優先順位づけのさいポイントになるのが、〈公助〉にあたる「福祉行政」の位置ということである。位置とは、市民社会との関係におけるそれである。この位置が明確になることによって、福祉行政という国家に関わる公的なものの市民社会における機能や役割などがはっきりし、そしてそれのもつ特徴の全体が浮かび上がってくると同時に、「職業協同団体」の役割や意味も「福祉行政」との関係でいつそう鮮明になると思う。

まず、市民社会のなかでの福祉行政の位置について理解するうえで、ヘーゲルが福祉行政について述べた次の説明が参考になる。

福祉行政の行なう事前の配慮は、さしずめ、市民社会の特殊性のうちに含まれている普遍的なものを、もろもろの特殊な目的と利益をもっている大衆を保護し安全にするための一つの外的な秩序ならびに対策として、実現しかつ維持する。……ところが特殊性自身が、理念にしたがって、己の内在的利益のうちにあるこの普遍的なものを、己の意志と活動の目的および対象にすることによってこそ、倫理的なものが内在的のものとして市民社会に帰ってくるのであって、これを実現するのが職業協同団体の使命である（『要綱』249節）。

この説明から福祉行政の位置をどう定めることができるだろうか。この場合問題となるのが、いうまでもなく福祉行政と職業協同団体の位置関係とその意味内容である。市民社会の第1の原理は、個々人がみずからの特殊な利益を追求する自助としての「欲求の体系」であることはいうまでもない。この欲求の体系に必然的に付随する「偶然性」へ対応するもの、つまり個々人の「生計と扶養」の維持を担うものが福祉行政と職業協同団体に他ならない。

福祉行政は「普遍者の力」として上から、指導・監督をも含めて「生計と扶養」の維持を企図する。これに対して職業協同団体は、上からではなくて市民社会構成員の横の繋がり・共同によって「生計と扶養」を維持・確保しようとする。では、こうした方法をヘーゲルはどちらに力点をおいて評価しているのか。この点への解答が、先の第249節の説明に現われている。

説明順序からすると、第1原理の欲求の体系に続いて福祉行政、そして職業協同団体と進行していくのであるから、前者が第2原理で、後者が第3原理と理解しがちであるが、この理解は誤りである。第249節において、「事前の配慮」は福祉行政では「外的な秩序ならびに対策」とされているのに対して、職業協同団体では「内在的利益のうちにあるこの普遍的なもの」の獲得と理解されている。

要するに、市民社会との関係で福祉行政は「外的」、職業協同団体は「内在的」であるから、ヘーゲルの市民社会内での重点位置づけでは福祉行政が第3原理、職業協同団体が第2原理であることは明らかであろう。

三つの原理の関係について多少補足しておけばこうである。個々人が家族から自立して生きて

いく場としての市民社会の第1の原理は、「欲求の体系」である。この体系は自由競争を基本とした、市場原理の支配するところに他ならない。だから、さまざまに偶然性が支配する。生計の確保も偶然性に支配され、不安定である。そこで、生計への配慮が強く求められるが、その配慮として重視する第1のものが職業協同団体であり、第2のものが福祉行政である。

こうした説明に関わって、『要綱』より以前にヘーゲルによって学生向けに講義され、そしてその説明が『要綱』に比べて分かり易く詳細になされているのが記録された『講義録』において、「職業協同団体」がどう明らかにされているか念のためみておきたい。『第1回講義録』（1817／18年）におけるヘーゲルの次の説明が重要である。

職業協同団体は共通・共同の利害関心（das gemeinsame Interesse）の配慮のために有効です、そして共通・共同に取り扱うべきこの欲求は常に現われてきます。……現実の領域の特殊な目的はあらゆる特殊なものにとって本質的なことです。その目的はしかし共通・共同なもの（ein Gemeinsames）を形成しています、その共通・共同なもの側面が市民社会において最も本質的なことなのです。（『第1回講義録』第121節、「口頭説明」）

みられるように、職業協同団体は「共通・共同の利害」に関わり、そして「この共通・共同なもの側面が市民社会において最も本質的なこと」だといわれる。市民社会において特殊な欲求をもつ個人がみずからの「生命」と「生計」の安全維持確保をはたし、「生きる権利」を実現していく基本が「共通・共同の利害」に関わる職業協同団体を通して行なわれる。このあり方が市民社会において最も本質的であるとヘーゲルは強調した。公的権力による福祉行政が本質的であるのでは決してなく、市民間での共互助の職業協同団体の役割がどこまでも本質的なのである。

『第1回講義録』においてヘーゲルは職業協同団体の役割の重要性を確認すると同時に、職業協同団体の組織的あり方の特徴についても次のように重要な指摘を行なった。職業協同団体は、「合法的にそれら自体によって共同して統治される」し、「自治・自己管理」において存在するという（第141節）。要するに、市民社会における共互助組織の特徴は、市民たちによる共治であり、自治にあることが確認されている点に注目しておきたい。

以上のような福祉行政と職業協同団体との関係を総合的に判断してヘーゲルのとる立場についていうと、福祉行政の特徴は欲求の体系と一つになっている自由競争に公権力・行政当局によって歯止めをかけようとするものであるから市場万能主義ではないと同時に、職業協同団体を補助する程度のものであるから、国家による福祉至上主義でもないといえるであろう。

### （3）「職業協同団体」（Korporation）と「独立・自治集団」（Kleis）の内容的特徴

市民社会の「内在的」原理としてある「職業協同団体」をヘーゲルは非常に重視していたことが、先の主張からも明確であろう。しかし、この点については重要であるのでさらに検討を続けるなければならない。そのさいぜひとも考察しておかねばならないことが二つある。第1は、「市

民社会」に続く「国家」のなかでヘーゲルが職業協同団体をどう位置づけ説明しているのかということがある。第2は、職業協同団体と「独立・自治集団」(Kreis)との関連である。

第1の点については、まずヘーゲルの次の説明に注目したい。

市民社会に属していて、国家という即自かつ対自的に存在している普遍的なものそれ自身には属さないような共同の特殊的利益(第256節)に対する行政的管理は、地方自治団体(Gemeinde)やその他の商工業団体(Gewerbe)や階層諸団体(Stände)といった諸々の団体(Korporationen)(第251節)と、それらの管理者や長や経営者などによって行われる。(『要綱』第288節)

この説明は「国家」のなかの<統治権>に関わっているものである。ここで確認できる重要点は次のようなことである—本節で述べられる<Korporationen>は職業協同団体のみならず地方自治団体や商工業団体をはじめ多くの団体をまとめた団体の総体を意味していること、こうした団体は決して国家に属するものではなく市民社会に固有のものであること、これら諸団体の管理は当該団体の長をはじめとした団体の自治に委ねられていること、そしてこうした自治的諸団体への国家の関わりとしてあるのは国家の統治権の一環をなしていることを確認するにすぎないこと、等である。

第2の、「職業協同団体」を含む「諸団体」(Korporationen)と「独立・自治集団」(Kreis)との関係という点については、ヘーゲルの次の叙述に注目する必要がある。

しかしこのような原子論的な抽象的見方は、すでに家族においても市民社会においても消え失せている。家族や市民社会においては個人は、一つの普遍的なものの構成員としてのみみられるのだからである。なかでも国家は本質的に、それぞれの分枝がそれ自身だけで独立・自治集団(Kreis)であるような、そういうもろもろの分枝からなる一つの組織体である。(『要綱』第303節)

この説明は国家のなかの<立法権>におけるものである。ここで最も重要な個所は、国家は多数の「独立・自治集団」から成る一つの組織体だといわれている点である。この独立・自治集団の原語が<Kreis>である。<Kreis>は様々に訳されうるであろう。英訳では<group>(Knox), <independent sphere>(Dyde)であり、和訳では「仲間集団」(藤野・赤沢訳)の他に、「グループ」(三浦訳)、「独立圏」(高峯訳)、「独立の集団」(上妻訳)等がある。当面、私は「独立・自治集団」と訳しておくが、問題はそれが内容的に何をさすかという点である。それはズバリいえば、先にみた第288節での、地方自治団体や、商工業団体、階層諸団体、等を包括する諸々の団体(Korporationen)のことを主にさすといえる。したがって、国家とは国家権力をさすだけでなく、こうした諸団体の総体であるといえるような「一つの組織体」を意味するとヘーゲルは考えている。それら<Kreis>は文字どおり自治的で、独立した集団をなしているとされる。

#### （4）「職業協同団体」と「独立・自治集団」の意義

以上のようにヘーゲルの市民社会論の全体構造について、「欲求の体系」、「福祉行政」、「職業協同団体」、「独立・自治集団」等の内容やそれら相互の関係を中心にして検討してみると、決して「欲求の体系」にもっぱら依拠した市場主義の構想ではないことが明らかになった。市場も重視するが、それとともに、否それ以上に市民社会のなかの、市民社会に固有の「職業協同団体」や「独立・自治集団」を重視していることが理解できた。

そうすると、私が検証したヘーゲルの市民社会論は千葉氏が指摘し、そしてヘーゲルがその代表の一人とされた「市場モデル市民社会論」には明らかに該当しない。では、千葉氏がいうもう一つの「公的領域モデル市民社会論」だろうか。この市民社会論の特徴は、「市民たちの自発的な社会的および政治的行為のネットワーク形成のための重要な公共圏」という点にあった。ここには文言としてはでていないが、この公共圏は脱市場である。となると、私の明らかにしたヘーゲル市民社会論は脱市場ではないから、「公的領域モデル」にはそっくりそのまま該当はしないであろう。

しかし、先にみたように、ヘーゲルの「職業協同団体」や「独立・自治集団」は共互助の組織体・団体であるから、独立性と自治性の強い、あるいはそれに貫かれた団体であり、集団である。となると、「市民たちの自発的な公共圏」（千葉氏）にかなりの程度近いものと規定できるように私は思うのである。

独立・自治集団（団体）としての〈Korporation〉や〈Kreis〉の意義について、ここで今少し立ち入って検討を加えておきたい。というのも、この点の適正な理解の有無がヘーゲルの市民社会論ばかりか国家論の性格づけに決定的な影響を与えるからである。

地方自治団体をはじめ諸団体を包括するものとしてのヘーゲルのいう〈Korporationen〉や〈Kreis〉が独立性をもち、独立圏を形成しているとは、根本的にはもちろん国家権力からの独立ということである。国家の統治権や立法権の枠内に入り、国家機構の構成体になっていても、絶えずこれら権力の統制・コントロールに従うものではない。そしてそれら諸団体の運営は、基本的にそれらの責任者を中心としての自治に委ねられている。

こうした独立・自治集団（団体）は、ドイツでは18世紀末から19世紀にかけて多数結成されていった。この点について特に強調したハーバーマスは「市民的公共圏」の先駆けとして、これら事態を〈Zivilgesellschaft〉としての市民社会の成立とよんだのである。

ハーバーマスは読書協会をはじめとした「協会組織」（Vereinswesen）が、その後の啓蒙的な団体や社会・政治改革にも関わるような「結社」（Assoziation）の設立にまで繋がっていくことに注目した。そして、ハーバーマスがそれら組織・団体に関わって特に留意したのは、その組織の仕方についてであった。その仕方は、「将来の社会で実現される政治的平等」に関係する規範であり、組織・団体への加入・脱退はメンバーの自由意志により判断され、組織内での関係は対等



・平等、自由な論議、多数決による決定等、民主主義的であった。こうした点を全体としてハーバーマスは、脱市場、脱国家としての「市民的公共圏」と指摘したのである。

こうみえてくと、ハーバーマスのいう「協会組織」や「結社」は、内容上や組織的特徴からみて明らかにヘーゲルの指摘する<Korporation>や<Kreis>の延長上に、あるいはそれらと重層をなしているといつて間違いない。

では、ハーバーマスとヘーゲルの違いはどこにあるのか。すでに指摘したことではあるが、大事なので再度簡潔にまとめておこうだ。ハーバーマスが、「協会組織」や「結社」を中心とした脱市場・脱国家としての「市民的公共圏」を「市民社会」(Zivilgesellschaft)とよんだのに対して、私の理解するヘーゲルは独立・自治集団(団体)としての<Korporation>や<Kreis>を内に含んだ(他に主として「欲求の体系」と「福祉行政」を含む)複合体を「市民社会」(bürgerliche Gesellschaft)と規定したのである。したがってヘーゲルの市民社会は独立・自治集団(団体)だけで市民社会を意味するわけではなく、こうした集団(団体)と市場及び国家行政的なものも含め理解されていた。だから、ヘーゲル市民社会はハーバーマスと同じように脱市場・脱国家だというのは誤りであるのと同じように、市場主義だということも間違いないのである。

私のヘーゲル市民社会理解の重点は、従来型の市場主義というものを批判し、市場とともに非市場である独立・自治集団(団体)の組織・機能をより重視し、それに比重を置いた複合型にある。

さらに、この複合型という理解はヘーゲル国家論の性格づけの変更にも大きな影響を与えるのは必然である。というのも、従来の主たる解釈は本稿の冒頭で検討した山脇氏、松下氏、小林氏らに共通してみられる国家主義的な性格のものであったからである。しかし、先にも引用したが、「国家は本質的に、それぞれの分枝がそれ自身だけで独立・自治集団(Kreis)であるような、そういうもろもろの分枝からなる一つの組織体である」(『要綱』第303節)とのヘーゲルの主張に注目するとき、国家主義的な国家とはおよそ縁遠い姿が鮮明になるのである。国家とは独立・自治集団(団体)から成る「一つの組織体」に他ならない。ここにきわめてリベラルな国家観が表出してくる。

ここはヘーゲルの国家論について考察する場ではない。だが、国家論の前提となる市民社会論の新たな検討結果を活かしヘーゲルの国家像を探ってみると、従来の見解の見直しと革新は緊急の課題であることが明らかとなるのである。

#### 4. ヘーゲルと現代への展望

では、市場と非市場である独立・自治集団(団体)(さらには福祉行政をも加味)の複合として理解されうるヘーゲルの市民社会についての考えは、端的にどう規定できるであろうか。私は、<市場-公共>リンク市民社会論とよびたいと思う。

この市民社会論は、先にも指摘したようにハーバーマスが〈bürgerliche Gesellschaft〉として批判するような市民社会でもないし、千葉真氏が「市場モデル市民社会論」と特徴づけたものでもない。同時に、ハーバーマスが民主主義の活性化にとって今日でもきわめて重視し、「市民的公共圏」を意味する〈Zivilgesellschaft〉としての市民社会論でもないし、このハーバーマスと同じく千葉氏が特別視する「公的領域モデル市民社会論」でももちろんないのである。ヘーゲル本来の市民社会論の特徴は、市場と独立・自治集団（団体）という公共的なものとの役割・機能がリンクしたところにあるといえる。

問題は、市場と公共とがリンクしたヘーゲルの〈市場—公共〉リンク市民社会論が現代において民主主義の活性化にとって、どのように有効で、有意義なのかということである。

現代日本の状況の特徴は、経済の領域を中心としてグローバル化の方向がきわめて鮮明になっている点にあり、それはまた経済の領域にのみ止まらず教育や文化の領域にまで進行しているといつてよい。このことは日本社会の主要領域で市場主義の基調がつとに強まっていることを意味する。

市場主義の特質は自由競争を至上命題とするのであって、とりわけ経済の領域での勝者は教育や文化の領域の主導力をも担うことになる。こうすることによって社会の諸領域で階層化が強まっていくことは間違いない。今日、流行語になっている感の強い〈格差社会〉や〈下流社会〉という言葉が、現代日本社会の特徴的な一側面を如実に写し出した鏡面をなしているといつてよい。

こうした市場主義の傾向を強める日本の現代状況に対して、〈公共性〉の価値の重要性を対置しないしは付加することにより、過熱し行き過ぎた市場主義に適度の規制を加えることができるといえる。そして、自由競争の帰結として必ずや現われる社会のひずみ、例えば現代における「不平等」・「差別」・「貧困」の問題に対して、公共的な立場から修正・補正・改革の措置を講ずることが可能となるし、またそうする必要があるのである。

個々人がみずからの能力を最大限活かし発揮し、切磋琢磨して他者とフェアな競争を自由に展開していくことは、個々人にとっても社会全体にとっても有意義であるのはいうまでもない。だが、個々人間の自由競争がそのまま社会全体の活性化に直接内容的に連関するかは、偶然の結果でしかない。なぜなら、市場は自生的で偶然的なものを特徴としているからである。結果として、例えば先にも指摘したが、「不平等」・「差別」・「貧困」ということを生起させる。こうした点への目的意識的な対応措置が公共政策として求められるのである。以上が、自由な市場の展開に〈公共性〉契機の関与が必要とされる理由だ。

〈公共性〉のもつ積極的意義をどれほど強調してもしすぎることはない。ハーバーマスのいう〈Zivilgesellschaft〉としての「市民的公共圏」づくりの構想は、グローバル化の進行する現代世界においても、否そういう世界だからこそ重要な問題提起である。どこまでも非市場（非国家）を基本特徴として公共圏の創成を企図するものだからである。だが、非市場を極度に強調する公

共圏づくりの構想は、この公共圏をつくる主体の範囲と、つくられるはずの圏そのものの範囲とを狭めないか懸念されるのである。非市場で線引きするよりは公共性により規制された市場を包摂する方が、公共圏づくりに関わる主体の力量を強め、公共圏の範囲を拡大していくのではないか。この点に関わって、政治学者の山口二郎／宮本太郎／小川有美らの指摘が重要である。三氏は、市場を取り込むことによって、市民の「資産形成」を支援し、「市民のエンパワーメント」を高め、市民への「社会的供給サービス主体の多元化」を促進させる、等の意義を強調している<sup>(2)</sup>。

したがって、〈市場〉および〈公共性〉の契機は、各々単独での〈市場主義〉ないしは非市場の〈公共性〉だけでは現代社会の民主主義的革新に向けて、積極的意義に欠けるように思う。カントの言い方になぞらえて表現すれば、〈公共性〉抜きで〈市場〉は盲目であり、〈市場〉抜きで〈公共性〉は空虚である、といえるようだ。

こう考えると、ヘーゲルがすでにモデル的に提出した構想—市場と、〈Korporation〉や〈Kreis〉と表現された独立・自治集団（団体）（ハーバーマスの指摘する「協会組織」Vereinswesenや「結社」Assoziationをも含む）との複合一、すなわち〈市場—公共〉リンク論が重要だと私は思う。但し、両契機がリンクしていればそれでよしというわけではない。問題は、リンクのあり方であり、リンクが有効に機能するための十分に吟味された公共政策の提示と、その実現をめざした実行にあるといえるであろう。

ヘーゲルの市民社会論から引き出される現代的展望に関してもう一点指摘しておきたい。先の〈市場—公共〉リンク市民社会論のところでも強調したのは、公共性に市場をリンクさせることの積極的意義ということであった。しかし、このことを「市民のエンパワーメント」を高めるべく強調すればするほど、公共性が市場に席捲される危険性を絶えず孕んでいるといつてよい。市場に侵食され、振り回されて公共性が意味喪失してしまうのを防ぎ、公共性が有効に機能するためにも市民社会の土台をなす「生活世界」のしっかりした構築が必須であろう。

生活世界は市民一人ひとりが日々の暮らしを営む、最も身近で手触り感のはっきりした地域社会のことである。みずからの生活の拠点である家庭があり、子どもたちが学ぶ学校があり、日用品を購入できる各種商店やスーパーがあり、病気や怪我の治療を受ける病院があり、最新の週刊誌や雑誌や単行本を気軽に手にすることができる書店があり、日々のショートな憩いをえる喫茶店があり、……といった暮らしの現場が地域を核とした生活世界に他ならない。

こうした生活世界は基本的に、市民たちが互いに暮らしに必要な各種サービスを提供し合い、享受して物質的・精神的な消費生活を行うところである。もちろん消費生活に伴う各種サービスは価格をもち、商品としてなされる。そういう意味では市場の影響をまったく受けないかというところではない。受けないどころか商品価格には市場の影響がもろに反映される。それでも、消費者である市民一人ひとりのレベルからみれば、サービスである商品の売買行為が市場を通した

利潤拡大・資本増殖に直接結びつかないであろう。

というよりも、売買されるその商品の開発・生産・流通・販売などに市民たちみずからが有効に関与することによって、市場の影響をできるだけ少なく小さくすることは生活世界において可能であろうし、そうする必要がある。この点での確固とした生活世界づくりが重要であり、そして実はこのことが〈市場—公共〉リンク市民社会の内容の質づくりにもろに影響すると思う。

こうした型の市民社会・生活世界の現代でのモデルケースに近いと思えるのが、イギリスの「社会的企業」とイタリアの「社会的協同組合」である。以下は、イギリスとイタリアのこれらに関する事情について詳しく教えられた大沢真里氏によるレポートの要約である。「社会的企業」の場合、企業という側面からは次の4つの基準で定義される—①財・サービスを継続的に生産・供給する、②一定の人々が自発的に創設し自律的に管理する、③経済的リスクを負う、④有償労働を最低限は組み込む。そして社会的側面からは次の5つの基準で理解される—①コミュニティへの貢献という明確な目的、②市民グループが設立する組織、③資本所有にもとづかない意思決定、④活動によって影響を受ける人々による参加、⑤利潤分配の制限。このような社会的企業は2005年時点で1万5千社、企業総数の1.2%にあたるようだ。雇用者は47万5千人、その3分の2はフルタイムでの雇用で、この他に総数30万人のボランティアがいる。著名な成功例として、ロンドンにある「グリニッジ・レジャー」がある。法人格は産業共済組合で、レジャーセンター（プール、ジム、フィットネス・スタジオ、バドミントンなどのコート、カフェや託児所のついた複合スポーツ施設）の運営を受託している。理事会は、職員、区議会、労働組合、利用者の各代表からなるマルチ・ステークホルダー方式である。利益は必要経費を除きすべて施設の改善に投資されているようだ。

「社会的協同組合」の場合、1991年に「社会的協同組合法」が制定され、その第1条で「市民の、人間としての発達と社会参加についての、地域の普遍的な利益を追求することを目的とする」と、社会的協同組合が定義されている。但し、剰余金については「剰余金の不分配」による「非営利性」は課されていない。第2条で、無償で活動を提供するボランティア組合員について、組合員の半数以下とすること、その労働は専門職の労働を補完するものであって専門職労働を代替してはならないことが規定されている。業務分野についての規定では、社会福祉・保健・教育等のサービスの運営を担うA型と、農業・製造業・商業・サービス業等の活動を行なうB型がある。2001年末時点の政府による調査では、A型が59.1%、B型が33.1%、混合型が4.2%で、組合員数は21万8千人で、個人が20万8千人、自治体をはじめとする法人が4214であったようだ。有償の労働（活動）に従事する人は20万4千人余り、ボランティアは2万4千人、その他良心的兵役拒否者や宗教関係者が4千人である。性別では女性が約70%、ボランティアの50%余りを占めている。2001年の調査からわずか3年間でも組合の数が増え、カトリック系の社会的協同組合だけでも、全国で3万人を雇用し、5千人のボランティアの協力をえて、その規模はアリタリ

アを超え、フィアットに迫っていることが報告されている<sup>(3)</sup>。

このように「社会的企業」・「社会的協同組合」はともに、営利性や有償労働は否定しない。しかし剰余金や利潤は資本増殖へ向けずに「公益」として「地域への貢献」という目的に向ける。組織のあり方として、ボランティアをも組み込んで多様な市民の主体的、自発的参加と自律的な管理を特徴としているといえる。

<市場—公共>リンク市民社会の意義は大きいと思われるが、激しいグローバル化の進行のなかで市場の勢いは猛烈に強い。だからこそ市場を健全なものにし、リンク市民社会を秩序ある社会組織体として維持展開していくためにも、再度強調するが、市場の影響から最も遠く位置するところでなされる諸々の市民活動、例えば独立・自治集団（団体）（ヘーゲル）、様々な協会組織、結社（ハーバーマス）、あるいは市民団体（トクヴィル）や自発的自治・共助団体（パットナム）などと表現されるもので行なわれる市民たちの自発的な活動<sup>(4)</sup>のいっそう広範な展開が、今日においてこそ決定的に重要な意義をもっているということである。

## 注

(1) ヘーゲルの「法・権利の哲学」に関するテキストは以下のものを用いた。

<『法・権利の哲学要綱』(以下『要綱』)について>

・Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, G.W.F.Hegel, Werke in zwanzig Banden 7, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a.M. 1970.

・藤野渉／赤沢正敏訳『法の哲学』（「世界の名著」35、中央公論社、1967年）

<『第1回講義録』について>

・G.W.F.Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannemann (Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19)*, hrsg. Eingeleitet und erläutert von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart 1983.

・尼寺義弘訳『自然法および国家学に関する講義』（晃洋書房、2002年）

引用の該当箇所は文中において、『要綱』および『第1回講義録』の場合ともに（節数）で明記した。

(2) 山口二郎／宮本太郎／小川有美編『市民社会民主主義への挑戦—ポスト「第三の道」のヨーロッパ政治』日本経済評論社、2005年、7—25頁参照。

(3) 大沢真里『現代日本の生活保障システム』岩波書店、2007年、206—226頁参照。

(4) 現代のヨーロッパにおける市民活動の新たな展開とその重要な意義については、特にドイツ連邦議会に設置された「市民活動の将来」(Zukunft des Bürgerschaftlichen Engagements) 委員会から出された報告書(2002年6月)を丹念に分析された坪郷實氏の論文(山口／宮本／小川編、前掲書、137—164頁)が大変有益である。その中で坪郷氏は「市民活動の将来」委員会における市民活動の定義に関しての次のような説明を紹介している—市民活動は、「個人的物質的利益の獲得を目指すものではなく、公共福祉志向の協力的活動である。それは、通常市民社会の公共空間における組織や制度で発展する。自己組織、自己権限、市民権が、決定過程における市民の参加と共同設計の基礎になる。市民活動は社会関係資本を創出し、それにより社会福祉の改善に寄与し、それは市民により日常生活の経験から普段に蓄積されるので、市民に開かれた社会的習得過程として発展する。社会における結合や政治的公共組織への寄与を越えた市民活動の固有性は、この質にある」。この説明を受けて坪郷氏は、市民活動は「自発性」(自己決定)、「非営利性」(自己実現)、「公共福祉志向」(相互性、公共の福祉と固有の利益の結合)を

## 現代の〈公共哲学〉とヘーゲル（2）

特徴とする「協力の形態」だとまとめられている（同書、148頁）。

\*本稿は、2007年度科学研究費補助金基盤研究（C）の交付を受けてすすめている研究の成果の一部である。